

令和7年度第4回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和8年1月16日（金）午後2時から午後4時5分まで

場所

流山市ケアセンター 4階研修室

出席委員

村上 涼委員、半田 勝久委員、増田 かおり委員、藤本 喜代美委員、
下村 僚祐委員、北野 美紀委員、長谷部 敬子委員、小菅 恒夫委員、若
松 文委員、仁科 遥花委員、真木 彩乃委員、藪本 敦弘委員、伊ヶ崎
さおり委員、田中 由実委員、小澤 孝江委員

欠席委員

澁木 宏紀委員、石田 尚美委員、加藤 美佳里委員

傍聴者

3名

事務局

富安子ども家庭部長、遠藤子ども家庭部次長兼保育課長、平尾子ども家庭
課長、栗原子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、鷺尾子ども家庭課子ど
も政策室長、渡邊健康増進課長、高畑指導課長、宮田保育課長補佐、山崎
子ども家庭課主査、小林子ども家庭課主任主事、北根子ども家庭課主任主
事、賀上子ども家庭課主事、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- (1) 流山市こども計画の事業評価方法の検討について
- (2) 流山市こどもの権利部会の開催について（報告）
- (3) 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策について
- (4) 小規模保育事業所の認可について
- (5) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

- (6) こども家庭センターの設置について（報告）
- (7) 流山市こども会議の開催について（報告）
- (8) 流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について（報告）

配付資料

- 資料1-1：流山市こども計画の事業評価方法の検討について
- 資料1-2：事業評価シート案
- 資料2-1：こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討
- 資料2-2：流山市こども計画 個別事業一覧
- 資料2-3：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き
- 資料3：乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策について
- 資料4：家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可及び利用定員について
- 資料5：特定教育・保育施設の利用定員の設定について
- 資料6：こども家庭センターの設置について（報告）
- 資料7：流山市こども会議の開催について（報告）
- 資料8：流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について（報告）

議事録《概要》

《村上会長》

開会前ですが、事務局から報告したい旨の申し出がありましたので、平尾課長から報告をお願いいたします。

《平尾課長》

子ども・子育て会議委員の構成について、委員の皆様にご報告をいたします。

この度、「学校教育、保育関係団体を代表する者」を代表し、会議の委員を務めていた子安 暁史委員ですが、都合により職を辞させていただきたい旨の申し出がありました。流山市附属機関に関する条例第4条第3項により、「委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。」の規定に基づくものです。

後任の委員として、新たに「下村 僚祐氏」を委員として委嘱しましたので、ご報告をさせていただきます。

《村上会長》

ご報告ありがとうございます。ただ今、報告がありましたとおり、新たに下村委員がメンバーに加わりますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、本日、下村委員が出席されていますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

《下村委員》

学研ココファン・ナーサリーの下村と申します。

前任の子安さんの代わりに務めさせていただければと思います。私も学びながら、いい会にしていければと思っております。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

《村上会長》

ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和7年度第4回流山市子ども・子育て会議を開催します。

本日の出席をご報告します。ただいまのところ出席委員12名、欠席6名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

傍聴される方は、会場での写真撮影、録画、録音及び会議に支障をきたす行為は行わないでください。会長の指示に従わない場合は退室をお願いする場合がありますので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。はじめに、議題の(1)「流山市こども計画の事業評価方法の検討について」及び議題の(2)「流山市こどもの権利部会の開催について(報告)」についてです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料1-1：流山市こども計画の事業評価方法の検討について

資料1-2：事業評価シート案

資料2-1：こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討

資料2-2：流山市こども計画 個別事業一覧

資料2-3：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き

説明

《村上会長》

以上で事務局からの説明が終わりました。

流山市こども計画の事業評価について、ご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

はい、小澤委員お願いします。

《小澤委員》

小澤です。

とてもわかりやすい説明ありがとうございました。これから自分が何をやっていったらいいかとか、自分に課されたこととか、もっと勉強しなければいけないと改めてお話を聞きながら思いました。最後に、研修をやられるとおっしゃりましたが、それはどなたを呼ばれるのか、一般の人達も聴講できるかどうかをお聞きしたいと思いました。

《鷺尾室長》

子ども家庭課の鷺尾です。ありがとうございます。

研修に関しては、職員向けの研修させていただきたいと思っています。これからこどもの権利を市役所だけではなく市民の皆さんにも広めていきますが、その前段として、子ども家庭課だけでなく、市役所の全職員がまずしっかり理解をしないといけないと思います。そのため、最初のステップとして4月下旬からゴールデンウィーク明けの時期に庁内職員向けに研修を実施しようと思っています。令和7年度の事業評価をする前段として、こどもの権利はこういう意図でやっている、評価をする前にまずはこういうような評価方法に変わりましたと職員にも知ってもらわなければいけないので、こういう事を進めていきたいと思っています。なお、今回予定している研修は、一般の方は対象外になりますのでよろしくをお願いいたします。

《小澤委員》

講師は決まっていますか。

《鷺尾室長》

講師に関しては、市の職員を予定しております。

《村上会長》

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。
藪本委員、お願いします。

《藪本委員》

まず、資料のつくり込みについて、内容も含めて、非常にご苦勞されたのではないかと思います。評価シートについても、非常に納得感を得られるものに作り上げていただいたことについて感謝を申し上げます。

A B C D 評価についても前回私の方から残してくださいということでお話して、そこをいろいろご熟慮された上での結果だと思っておりますけれど、非常にその辺も汲みながらやっていただいたのではないかというふうに考えております。その辺で非常に感謝を申し上げたいと思っております。

その中で1点、こういうふうにするとより良くなるのではないかというところではあるのですが、恐らく、この計画の評価を各担当課の方にさせていただく中で、最終的に取りまとめは子ども政策室がやられると思っております。

そうすると、子ども政策室の方が各担当課で何をやっているか把握することや、庁内での連携が肝になってくると思っております。ここがうまくいかないと、多分そのA B C Dのその妥当性みたいなのが、わかりづらくなるのかなと思います。その辺のいろいろな多岐にわたる関係部署との調整というのがあると思っておりますけれど、非常によく練りこまれているものであるがゆえに形だけにならないようにしていただけるとありがたいと思っておりました。

《村上会長》

ありがとうございます。

事業評価をする上で、担当課との連携のようなところも考えていただければというところになります。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、各委員からご質問、ご意見ありがとうございます。

続いて、資料の2-1、それから2-2、2-3のこどもの権利部会における審議内容について、ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。

はい、藪本委員お願いします。

《藪本委員》

資料1-1の3ページ「流山市こども計画の推進体制」図の「こども・若者」枠に対して「意見を聴く・反映、フィードバック」というアクションが書かれているところがあり、「子ども・子育て会議」枠から「こどもの権利部会」枠への「ピックアップ」アクション、それから「フィードバック」アクションがあるのですけれど、4ページ「4 計画の評価実施スケジュール」の「令和8年度スケジュール」表は、「こども・若者」に対しての「フィードバック」のスケジュール感が落とし込まれていないように読めるので、この辺の時期柄だけでもある程度、実際の意見を聴取した当事者がいるはずですので、「こども会議」に対しての「報告」「フィードバック」という、評価のフィードバックというところをあらかじめ見せておくというところが、参加したこどもにとってもしっかりとやってくれているという見通しに繋がると思いますので、ご検討いただければと思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

こどもへのフィードバックというところですね。その点もご検討いただければと思います。

他いかがでしょうか。

半田委員、他に何かありましたらお願いします。

《半田委員》

こどもの権利部会を担当している半田です。

資料2-1の報告につきまして、事務局からすごくわかりやすい報告ありがとうございました。

これまでもご議論いただいているように資料2-1の評価手法の検討というところでは、まず計画、前期で子ども・子育て会議のときに、こども計画の基本理念と基本的な考え方、お手元にあります資料「流山市こども計画」48ページの基本理念のところのこどもの権利を保障する5つの基本理念である、子どもの権利条約の4つの一般原則と一人の人間としての権利の主体であることの尊重というこの5つの部分をもとに、それをどう評価に落とし込んでいくのかということの議論をこどもの権利部会の方ではしていきました。

その結果、今回お示しできている、資料2-1の2ページにありますこの

評価項目というものをピックアップし、それをある事業に当てはめてみるとどんな感じになるのかということを示させていただいたのが、この資料の3ページ「評価表のイメージ」でございます。

そして、A3の縦長の資料2-2ですが、先進自治体である中野区の事業を流山市に当てはめてみるとどうなるのかというところで、それをこの表に色付けしたグレーの色がついているところが中野区でやっているところ、そしてこの濃い色のところは、流山市としては必要だと思っているところです。

さらに、こどもの権利部会では、他のところの項目は入れなくていいのかどうかという議論になりました。その中で、この○がついていて、色が付いていないところ、すなわち、流山市として重点事業というふうに位置づいているところも併せて評価をしていくのが、いいのかもかもしれないということで、こどもの権利部会での委員の方からいろいろご意見をいただいて、最終的にそれを位置付けていくのかということは、次回のこどもの権利部会の方でも議論をしていきたいというふうに思っているところです。例えば、資料2-2の基本目標2の(1)の⑤子育てに関する相談体制の充実。ここの「事業番号49：こどもの発達相談」とか「事業番号50：障害児相談支援事業」、こうしたものは、このこどもの権利の視点からのPDCAをまわしていくことが必要ではないかや、その下の基本目標2の一番下(4)「事業番号70：保育所等における要配慮児の受入促進」や「事業番号71：医療的ケア児の受入れ」、こうしたことに関しても、こどもの権利の視点からまわしていくっていうことは、重要なのではないかということで、今ご議論いただいたことをもとに、最終的にどのように落とし込んでいくのかということは引き続きの検討事項にしているということの補足説明をさせていただきました。

《村上会長》

ありがとうございます。

今、補足説明をいただきましたが、ご意見いかがでしょうか。

私からは、今、検討事項を検討しているところだということですのであわせてご検討いただきたいなと思っているのが、基本目標2の(4)です。

「事業番号70：保育所等における要配慮児の受入促進」、「事業番号71：医療的ケア児の受入れ」等について、検討いただいているということだったかと思いますが、その下の「事業番号72：児童発達支援センターの運営」、「事業番号50：障害児相談支援事業」、○が重点事業ではないのですが、「事業番号74：居宅訪問型児童発達支援」、「事業番号75：療育

指導・機能訓練」のところも、ご検討いただきたいと思います。

その他、皆様いかがでしょうか。

《小澤委員》

小澤です。

こどもの権利部会の際の資料を持ってこなかったのも、忘れてしまったのですけれど、資料2-2の基本目標4すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援というところの①若者の活動・社会参画の機会の充実というところの「事業番号110：地域こども活動の支援」や「事業番号111：市民活動団体の育成・推進」、「事業番号112：少年スポーツ団体の育成」のところに、こどもの権利がしっかりと守られているかどうかというように、これは入らないことになるのでしょうか。

《鷺尾室長》

これは、前回のこどもの権利部会の資料になります。これからまた検討を進めていただくということです。

《小澤委員》

前回の資料と同じものが出ているということですね。わかりました。

こどもの権利部会の際に、こどもの声をしっかりと聴いて、運営されているかどうかというのは、すごく大事なところではないかと思い提案させていただいたので、そういう目で、もし皆さんも今見られて、ここのところしっかりとこどもの声聴いた方がいいというのがあれば、事業が135もありますけど、今言っておくとそこが変わるかなと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。今、言っておくとそこが変わるかもしれませんが、皆様いかがでしょうか。

はい、若松委員お願いします。

《若松委員》

個別事業一覧を見させていただいて、135項目はとても素晴らしいと思いました。「事業番号114：思春期相談体制の充実」というところで、思春期に相談できるところがなかなか見つからない、思春期外来はいつもいっ

ばいで、なかなか予約が取れないというような声を聞いていましたので、できれば思春期の難しい時期の相談体制の充実については、検討していただけたらありがたいと思います。退学してしまった高校生の再就学・転学であるとか、就労に対する相談というのはどこの事業に入るのかなと思ひまして伺いたいと思った次第です。

《村上会長》

今、ご質問が出ました点、転学とか退学した場合のですね。

相談に関する事は、個別事業としては、どちらに入ることになりますか。事務局お願いします。

《平尾課長》

ご質問ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたものそのもので、該当する事業はないのですが、事業の中で、若者の居場所づくり事業、今年度の9月から開始している「事業番号8：若者居場所づくり事業」、概ね中学生以上の若者たちが集える場所ということで、流山市が設置しているこの居場所では、カウンセラーというような対人援助技術のある職員を配置させていただいて、場所によっては、そういったキャリアとか、就労とか就学の相談ができるような方達もいらっしゃるのです、そこにそのような役割を期待しているという部分が1つございます。

この後に説明させていただくのですが、来年度の4月にこども家庭センターを設置させていただく予定です。そこは、市内のこどもを切れ目なく支援するという目的で設置いたしますので、そこもそのような役割を果たせるのかなと考えております。

《村上会長》

はい、藪本委員お願いします。

《藪本委員》

私の理解が追いついていないだけなのかもしれないのですが、今、この場でお話をしているのは、135の個別事業のうち、どの事業をこどもの権利部会でこどもの目線を通して評価をするのかをみんなで決めましょうという意見を出している。

これは議論をひっくり返すような感じで大変申し訳ないのですが、直接的にこどもに関わる、関わらないという部分のものでしょうか。

除けることができるものはあるとは思いますが、一方で、これは入れるけれどこれは入れないという話が議論としては進んでいるような気がします。そもそも、こども計画なのであれば全部こどもの意見を意識しないといけないのではないですかという前提から外れていませんかと疑問に思いました。何を外しますかという話をするならば私はわかるのですが、何を入れますかというのは、順番が違うのではないかと思います。

135事業を全部評価するのは確かに大変なので、ピックアップしたいというところの気持ちもわかるので、どうしたものかと思いついて聞いておりました。ただ、こども基本法や子どもの権利条約というところを観点ごとにずっとやっているこのこども計画なのであれば、原則としては全事業こどもの視点で見るというところを前提にしながら、入れないのであれば、なぜ入れないのかというやり方にしていった方が、より原則論に近いのではないかと思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

全部こどもに関わるとはいえ135事業あるというところで、どれを評価しないようにするのかという理由付けも含めて考えていくのかどうかというところのご意見だと思いますが、皆様いかがでしょうか。

藪本委員のご意見に対するご意見でもいいですし、その他のご意見ありましたら、その他のご意見いただければと思います。

はい、事務局お願いします。

《平尾課長》

同じようなところで、こども権利部会でその点を揉んで委員の皆さんにいろいろ検討していただいている、委員の皆さんもすごく悩みながら、今選定をしているところがございます。今いただいた意見も含めて、また、こどもの権利部会で議論させていただきたいと思っております。

資料1-2の事業評価シート案、重点事業対象のところの取り組み内容のところ、そういった視点も盛り込みながら、かつ、担当部署が取り組んだ内容を評価するというところでも検討できると思っておりますので考えを深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

《村上会長》

今いただいた意見をこどもの権利部会でも議論をいただくということ、よろしく願いいたします。

その他、資料2-1、2-2、2-3について、ご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見ありがとうございました。個別のこどもの視点から評価を行う個別の事業については、いろいろ意見がありました。これを追加して欲しいという事業についての意見であるとか、そもそもすべてのこどもに関するところであるというところの意見などありましたので、それを踏まえて、こどもの権利部会の方でご議論いただければと思います。

それから、評価の点につきましては、いろいろ事務局の方でわかりやすく工夫をさせていただいたという点があります。担当課と、どのように繋がりをつくりながら事業評価に反映していくかというところをまたご検討いただければと思います。

では、議題（1）及び議題（2）については、以上といたします。

それでは議題の（3）「乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策について」です。事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料3：乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策について
説明

《村上会長》

以上で事務局からの説明終わりました。

「乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策について」ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。

《藪本委員》

2点ございまして、内閣府の通達をしっかりと読み込めてないのかもしれないのですが、実施施設のところで認可保育施設と書かれているのですが、これ小規模保育事業は対象外ということでもいいですかというのがまず1点目です。

2点目は、量の供給に関して、ご丁寧に説明いただきましてありがとうございました。この利用率を除いて利用者のニーズ数を出してそこから時間数

をかけて総延べ時間という形になるのですが、保育事業をやっている中でも感じているのですが、一時保育の利用率は、恐らく、実際の需要よりも提供量が少ないと思うのです。使いたいと思っているけれど使えていないという方が結構いらっしゃるというのは、現場感としてはあります。0歳31%、1歳35.5%、2歳24.9%というのは、実はもう少し上なのではないかというのが、個人的な肌感として持っているものです。その辺の数値についての補正が必要なのではないかと思います。

2点、よろしくをお願いします。

《村上会長》

事務局の方いかがでしょうか。

《宮田課長補佐》

ご質問ありがとうございます。ご質問いただいた2点についてご回答させていただきます。

1点目は、小規模保育事業は対象外かということですね。これにつきまして、小規模保育事業、認定こども園も含んだ形で今のところ想定しているところがございますので、小規模保育事業者様にもご協力いただければと考えております。

2点目の利用率について、もう少し実情は肌感として高いのではないかとこのご質問ですが、あくまでも計画上のものでありますので、中間見直しの際に、実際の利用率とかが高ければ、もう少し数値を見直しまして、この確保方策を修正したいと考えております。

以上でございます。

《村上会長》

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

《田中副会長》

これは利用したい人がどのようにしたら利用できるようになるのかというのを今の時点でわかれば教えていただきたいです。どのように申請して、どのように使えるかを教えてください。

《村上会長》

はい、事務局お願いします。

《宮田課長補佐》

ご質問ありがとうございます。

利用につきましては、総合支援システムという国が準備しているシステムがございます。まずそちらを使いまして、認定というものを取る必要があります。使いたい保護者が対象児童の認定を総合支援システムにより自治体に申請をしていただく形になります。申請に対して自治体が、認定の決定をした後に、全国どこでも対象施設を使えるようになります。例えば、流山市の方が県を越えても構わないのですけれども、対象施設にご自身で予約を入れます。使うにあたっては、事前面談が必要になりますので、事前にその施設と打ち合わせをした後に、実際の利用予約、例えば、何月何日の何時から何時までといった予約をすることとなりますので、すべて総合支援システムという国が準備したシステム内で完結するようになっております。

以上です。

《田中副会長》

ありがとうございます。保育園に行っていない方が対象ということで、その方々が申請すれば、基本的には誰でも認定が通ると考えてよろしいですか。

《宮田課長補佐》

お見込みの通り、6か月から3歳未満までの子の中で保育施設等を利用していないお子様が対象となりますので、その方々の認定の申請を出していただければ、みんな使える制度となっております。

《田中副会長》

ありがとうございます。その認定は、市から来るのですか。市が決定するというイメージでいいですか。

《宮田課長補佐》

お住まいの自治体が認定の決定をすることとなっております。

《田中副会長》

わかりました。それは連絡が来るのですか。何かもらえるのですか。

《宮田課長補佐》

先ほど申し上げた総合支援システム上で認定証というものを発行できるようになっておりますので、認定の決定後に実際に使いたい施設に面談の予約をして、実際利用していただくという流れになっております。

《村上会長》

はい、その他いかがでしょうか。

藪本委員、お願いします。

《藪本委員》

もともとこの乳児等通園支援事業に関しては、確か国の政策を決定する段階にあたって、なるべくその無縁児というか、通所してないことによる孤立を防いでいきたいと思いますというところも理念の中に入っていたと思います。これは先の話になると思いますので、進めていくにあたってぜひ意識していきたいと事業者側としても思っています。保護者からの行動を待っていると、本当に追い込まれている方の救済措置の1つというレスパイト的な側面もありますので、そことの連携は非常に大事なのかなと思っております。それこそここにちは赤ちゃん事業とかそういう実施主体ではない健康福祉部とかが、理解をしていくというところがとても大事と思っておりますので、ここを保育課単体で進めるというよりは、子ども政策室や全体的なこども計画の中で、この事業を使って、こどもと向き合う時間をより良くしていこうというところをサポートしていけるようにしていただければいいと思っております。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

そうですね、無縁児をなくすことはこどもの利益と保護者の孤立を防ぐという面もあるので、他の事業との繋がりを作ってというところも重要なことになってくるかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

他いかがでしょうか。

はい、仁科委員お願いします。

《仁科委員》

何点かあるのですけれど、一時保育とはどこが違うのか、違いがわかりません。

それから、ひと月当たり10時間というのは、まだ実施していない段階なので何とも言えないかもしれないのですけれど、例えば、数時間だけしか預かれないものなのか、まとまった時間でという感じになるのか。例えば、1時間だけと言われてしまったら、送って帰ってきてとかで、何か預かってもらっている親としてもリフレッシュしない感じがします。どういう感じになるのでしょうか。

《宮田課長補佐》

ご質問ありがとうございます。ご質問2点にお答えさせていただきます。

最初に一時保育との違いということですが、国は、一時預かりは親のため、例えば、美容院や冠婚葬祭ですとか、親の都合で使うというものになっております。一方で、こども誰でも通園制度は、法律上に給付制度として規定されまして、先ほど藪本委員がおっしゃったこどものための制度でして、こどもが初めて親以外の保育士というプロの方に預かってもらうことで、プロの視点からいろいろ子育て支援の助言をいただくとか、そういった意味合いが強く、趣旨が異なっているものになっております。

2点目の時間の設定ですが、こちらにつきましては、各施設が時間を設定するものとなっております。例えば、3時間1枠とか2時間1枠とか、恐らく、保護者の利用希望と施設が供給できる定員枠というものがありますので、各施設がニーズに応じて、決定するものになるかと思えます。

以上となります。

《仁科委員》

こども誰でも通園制度で、要配慮児や医療ケア児もいると思います。受け入れ体制としてはどうなっているのかと思うのです。なかなか預けられない、親元から離せないということで預けていないという面もあると思います。そういうところはどのようなサポートがあるのでしょうか。

《宮田課長補佐》

ご質問にお答えさせていただきます。

受け入れ施設は事前面談を行うものですので、実際にそのお子さんを見て

施設の方が配慮の程度や医療的にどのようなケアが必要かというものを確認し、受け入れられるか判断するものと考えております。

国から公定価格というものが最近発出されました。要配慮児や医療的ケア児を受け入れたときに加算がつきますので、国としては、そういった加算という形で援助していくものと考えております。

以上でございます。

《仁科委員》

調べたところ、要配慮児1人預かると何百円、医療的ケア児は2千円強の加算という感じでした。果たしてその金額で、手がかかる子を受け入れるのかという疑問があります。保育士の確保としては、手がかかる子を1人入れると、幼稚園とか保育園に行ったら加配をつけてもらう形になるかなと思います。加配をつけずに、こども誰でも通園制度でその日だけ行くとなったら、その子に手がかかってしまう状況になると思うので、受け入れてもらえるかなと思うのですけれど、断られる可能性が高いということもあるのですか。

《宮田課長補佐》

ご質問ありがとうございます。

施設によって、保育士の配置状況というものもございますので、配慮が必要な子が受け入れられるかというのはその日の予約状況などによって変わってくるかと思うのですが、市としましては、配慮が必要な子たちが他の子たちと一緒に過ごすことで、得られる成長というものも当然あるかと思っておりますので、できる限り受け入れていただくように推進していきたいと考えているところでございます。

《仁科委員》

ありがとうございます。

《村上会長》

はい。ありがとうございます。

面談のときに断られるというパターンがあるのではないかなと想定しております。市の方で、そのあたりをぜひ尽力していただければと思っております。よろしく申し上げます。

《田中副会長》

関連ですけれども、こども家庭センターもできると思うので、障害のあるお子さんは、相談があったときにどこが受け入れられるのかというのはある程度共有していただいて、自分で保育園に電話してかけて何回も断られると大分しんどいと思います。だから、ここに相談すればある程度その受け入れられる保育園がわかって、情報が共有できたらいいと思います。子育て支援拠点とかも情報をいただいたら、そういう話を利用する人にお話できると思いますので、お願いいたします。

《村上会長》

そのような情報は出せないでしょうか。どこが受け入れ可能であるとか、医療的ケアだと看護師がどこにいるとか、そういう情報になると思うのですが、いかがでしょうか。

《宮田課長補佐》

今後、各施設が保育士や看護師をどのように配置するかというのを何かしら発信できるか検討できたらと思うのですが、今の段階では、どこの施設を認可するというのは決まっていますが、極力横の繋がりを強くして情報共有を図って参りたいと考えております。

《村上会長》

ご検討いただければと思います。誰でも通園制度というところですのでよろしくお願いいたします。

《若松委員》

初歩的な質問になるかもしれないのですが、先ほど説明いただいた中で、利用者負担ありで1時間当たり標準300円、利用者は利用可能時間の中で市内市外問わず、県外の施設も使えるというようなお話があったと思うのですが、これは、こどもを連れて行ってどこか県外の施設も使えるという理解でいいですか。

《宮田課長補佐》

お見込みの通りです。例えば、里帰り出産とかした場合に、その実家の方の対象施設で事前面談をしまして、予約をしていただければ、その施設で

も使える制度になっております。

《若松委員》

それで、保育所等に入っていないお子さんが対象となっているのですか。

《宮田課長補佐》

最初に申し上げた認定というものが必要なのですが、認定自体はお住まいの自治体がするものになっておりまして、そのあと、総合支援システムの中から対象施設を好きなように選べるというものになっておりますので、先ほど申し上げた里帰り出産した際にご実家の近くの対象施設をご自分で探していただきまして使う形になります。

《若松委員》

こどもは6か月以上で、保育園に行っていないお子さんが対象ということですけれど、上のお子さんで保育園に通っているけれど、里帰り出産の間に、帰省先で預けたいときには、上のおさんは対象外になってしまうのでしょうか。

《宮田課長補佐》

年齢対象外の3、4、5歳のお子さんということですか。

《若松委員》

2、3歳でもそういうおさんは、多分いると思います。

《宮田課長補佐》

既に保育園に入っているお子さんということですか。

《若松委員》

そうです。里帰りで、1歳とか2歳で保育園児だけど、里帰り出産で帰ったときに預けたいときには、その子は対象外になるということですか。

《宮田課長補佐》

はい、対象外となります。

《若松委員》

ありがとうございます。

《藪本委員》

先ほど発達支援が必要なお子さんや、医療的ケアが必要なお子さんについてのお話がありました。事業を見たときに最も肝になると思うのは情報の交通整理だと思います。

副会長がおっしゃったように、保護者の方が一つ一つの施設に「受け入れてもらえますか」と問い合わせて、断られ続ける状況は、精神的な負担が非常に大きいものです。私自身も経験があるのでよくわかります。だからこそ、どこかに一つフィルターとなる窓口があるだけで、保護者の負担は大きく軽減されるはずで、もしこれを本格的に市として導入をして、根付かせるのであれば、絶対必要かと思っています。

その役割を担えるのは、新しくできる「こども家庭センター」ではないかと考えています。未就学児、特に0歳、1歳、2歳未満で園に通っていないこどもたちが行く場所といえば、支援センターや保健センターが思い浮かびます。これらの機関との連携の中心となるのは、こども家庭センターだと思います。この連携の仕組みまで含めて、何らかの枠組みを検討していただければ、事業としてより意義のあるものになると感じています。

先ほどのご質問で、「障害のある子を受け入れてくれるところはどこか」についてですが、例えば、私たちの事業所であれば「大丈夫ですよ」とお答えできますし、他の事業所についても「ここなら預かれると思います」とつなぐことは可能です。しかし、保護者がファーストコンタクトを取るまでのハードルが非常に高いのが現状です。

だからこそ、どこかがその窓口を担うことで、保護者の負担を大きく減らせるのではないかと考えています。ぜひ検討をお願いしたいと思っています。

《村上会長》

ありがとうございます。他いかがでしょう。

はい。真木委員、お願いします。

《真木委員》

藪本委員のお話を受けて、こどもを育てる母親、父親が最初に相談しやすいのは、やはり支援センターの先生だと思います。何でも気軽に話を聞いて

もらえる相手に、他に出かけずにお話できるのでいいのではないかと思います。

気になるところは1点ありまして、令和8年度の本格実施に向けて検討中なので、遅くとも令和9年3月に実施できるのか。少々無理で検討中のためだんだん遅れていくのか、計画イメージがあったら教えていただきたいです。

《村上会長》

はい、事務局お願いします。

《宮田課長補佐》

令和8年度からの実施というものですので、早い段階から皆さん使えるような形で準備をしてまいりたいと思います。

《田中副会長》

もう一度認定のことにに関して質問です。申請をしたら、認定が決定するまで大体どのぐらいを予定していますか。

《宮田課長補佐》

目安となりますが行政手続法において、30日以内を標準処理期間としているものがありますので、もちろん速やかに認定の決定をしたいところではありますが、1度に申請がたくさん来てしまった場合とか、保育所に入っているとか、そういった確認もございますので、最大30日ぐらいかなと想定しているところでございます。

《村上会長》

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、各委員からご質問、ご意見ありがとうございました。こども誰でも通園制度については、いろいろご質問とかご意見いただくことができたと思います。

皆様からのご意見の中で、配慮が必要なこどもが利用するときのその方法とか、実際に使用できるのかどうかというところも含めてご検討いただければと思います。その上で、先ほど藪本委員からありましたように、利用者と施設を結びつけるところの整理が必要だと思います。それから、支援が本当に必要な人というのが、乳児等通園支援事業に結びつくとは限らないので、他

の事業との繋がりをつくるというところもご検討いただければと思います。

では議題の（３）については以上といたします。

それでは議題の（４）「小規模保育事業所の認可について」及び議題の（５）「特定教育・保育施設の利用定義の設定について」です。

事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料４：家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可及び利用定員について

資料５：特定教育・保育施設の利用定員の設定について
説明

《村上会長》

以上で、事務局からの説明終わりました。

まずは、議題（４）「小規模保育事業所の認可について」ご意見やご質問のある方は挙手をお願いします。

《藪本委員》

１点背景だけ教えていただきたいと思ったのですが、民間保育所の方の③から⑤ですが、小規模保育事業側からすると非常にありがたい。

定員変更にはなっているのですが、２号認定の定員の拡充事由、もし、何か背景があるのであれば、お伝えいただければと思います。一応、こども計画を見ると１１９ページに、令和８年以降、２号認定の方が量の見込みに対して確保方策がマイナスになっているというところを受けてと読んだのですが、それ以外に何か理由があるのかをお伺いしたいと思います。

《宮田課長補佐》

ご質問ありがとうございます。

保育課としましては、この受け皿をどのように確保していくか、新規整備をするのか、そういったことをいつも考えているのですが、今回の拡充につきましては、保育所の方から、今、余裕があるので、もう少し上限を上げたいというお申し出があったところに対しまして、市の確保方策がマッチしたものがございましたので、定員を増加させていただいたものとなっております。

《村上会長》

その他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて、議題（５）「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、（４）と（５）が混ざったかなと思うのですが、利用定員の設定についてご意見やご質問ある方おりますか。よろしいでしょうか。議題（４）及び（５）については以上といたします。

では、次に進ませていただきます。それでは議題（６）です。「こども家庭センターの設置について」、各報告です。事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

資料６：こども家庭センターの設置について（報告）
説明

《村上会長》

以上で、事務局からの説明終わりました。

こども家庭センターの設置について、ご意見やご質問ある方は挙手をお願いいたします。

はい、北野委員お願いいたします。

《北野委員》

本日はありがとうございます。

1点教えてください。今まで学校の方は虐待、DV関係の相談は子ども家庭課にということになっていたと思うのですが、これから、このこども家庭センターという離れたところに連絡をし、連携を図っていくという意味合いで合っていますか。

《村上会長》

事務局お願いいたします。

《小林主任主事》

ご質問いただきありがとうございます。

大変失礼いたしました。重要な情報が抜けておりました申し訳ありません。今回の組織改編につきまして、まだ現時点での情報にはなるのですけれども、

相談場所につきましては、子ども家庭課の虐待・DV防止対策室にお問い合わせいただいていた今までの業務につきましては、新しくこども家庭センターができた際に、そこと同じ場所にこども家庭センターの児童福祉機能が配置されますので、場所は変わらないとご認識ください。

同様に母子保健の方につきましても、同じ予定となっております。

《平尾課長》

今の補足となりますが、連携させていただいている学校や保育園を含めて周知できるように学校教育部の校長会等でご説明できる機会を協議しておりますので、少々お待ちいただければと思います。

《村上会長》

その他いかがでしょうか。

小澤委員、お願いします。

《小澤委員》

こども未来部に未来がなぜ入ったのかを知りたいので質問させていただきます。

《村上会長》

事務局お願いします。

《小林主任主事》

組織改編に当たりましては、こども家庭センターの設置というのがまずありました。そこで、こどもの「子」をひらがなにするというのは、こども基本法の理念などに則ったものになります。

こども家庭センターという名称につきましては、国の統一名称を図るようという考えもありましたので、全国的に同じような名称の方がよいという考えがあり、こども家庭センターの名称になりました。

その際、こども家庭課という名称とこども家庭センターという名称は非常に近くなる部分があり、名称変更に至りました。

《平尾課長》

少し補足しますと、こどもたちの希望に満ちた未来や健やかな成長のために益々一層推進していくという思いを込めてこのような名称にしました。

《村上会長》

藤本委員お願いします。

《藤本委員》

要保護児童対策地域協議会はこども未来部となるのですか。

《平尾課長》

こども家庭センターが要保護児童対策地域協議会の事務局を担うことになります。

《村上会長》

はい、伊ヶ崎委員お願いします。

《伊ヶ崎委員》

組織名のこども家庭センターにこども・女性相談係とあるのですが、今、男女共同参画の時代に男性を入れないのは何か理由があるのですか。

《平尾課長》

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律ができて、今も虐待・DV防止対策室の方で、DV被害を受けている方の支援をさせていただいているのですが、できた法律に基づいて、より一層困り感を抱える女性の支援も入れていこうと、意識や意味を含めて女性とさせていただいております。

《村上会長》

私から1点質問があります。

この統括支援員というのは結構専門的な支援になってくると思うのですが、どんな方を想定してらっしゃるのですか。外から委託するような形でしょうか。

《平尾課長》

いろいろな要件があるのですが、流山市の職員の方から、児童福祉の経験や母子保健の経験がある者を人事の方で選任予定です。また、県の方で統括支援員を育てるための研修・講習会がありますので、基本的にはそれを受講してもらうこととなる見込みです。

《村上会長》

はい。その他いかがでしょうか。

《田中副会長》

質問ですけれど、こども家庭センターは、もう1個電話番号が増えるのですか。市民や私達もそうなのですけれど、どこに相談していいかわからない。今までも子ども家庭課なのか保健センターなのかどちらに電話すべきなのか、迷うケースがあるのですけれど。

《平尾課長》

基本的に来年度の時点では、それぞれ児童福祉の部分も母子保健の部分も職員が執務する場所というのは同じになります。それぞれ今の電話番号を生かしていくことになるのですけれど、より一層広報等でこういう相談はこちらの番号というふうに明らかにしていきたいと思います。基本的には掛けやすいところへ掛けていただいて、きちんとつないでいく必要があると思いますので、広報の仕方については検討していきたいと思います。

《田中副会長》

ありがとうございます。

統括支援員がいらっしゃる暁には、市内の支援センターやいろいろな保育園にしても、定期的にお話しするような時間があると助かると思います。子育て支援拠点もいろいろ複雑な相談を受けますので、それを知っていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

《村上会長》

では、その他よろしいでしょうか。

《若松委員》

こども未来部に児童館、児童センターは残る形になるのですけれど、例えば、児童館で虐待案件が出たときは担当課のこども未来課に、あるいは、こども家庭センターに繋がるということですか。

《平尾課長》

家庭内での児童虐待を発見した場合ということですね。基本的には通告先

はこども家庭センターになります。

《若松委員》

わかりました。

《下村委員》

学童クラブ等で何かそういったトラブルとかがあった場合は、今の管轄が教育総務課だと思えるのですけれども、こちらはこども家庭センターに変更になるのでしょうか。

《平尾課長》

施設内での不適切な保育とかを含めたトラブルということですね。それに関しましては引き続き教育総務課の方で担うことになっております。ただ、学童クラブ内で家庭の心配事を発見した場合には、今も虐待・DV防止対策室に通告いただいているかと思うのですけれども、それはこども家庭センターに通告していただくことになります。

《藤本委員》

6 ページ「こども家庭センター設置の主なポイント」の中で、母子保健が多いのですけれども、父子もいると思いました。たまたま先日、ママが亡くなって、2歳児を抱えてパパが泣きながら相談にみえて、先ほど副会長ともお話したのですけれども父子もすごく困っているから父子、母子があったらいいと、これからそうなるのかなと感じました。特に未来と付いていますので、いろいろ変わっていくと思っています。

《村上会長》

ありがとうございます。

藪本委員をお願いします。

《藪本委員》

これはここ、これはこっち、いやこれはこっちです、というのは確かに役所側の論理としてはわかります。どうしても法に則ってやるというところで担当が決まることも十分理解した上での発言だと思ってください。

ただ一方で、その支援センターとかでいろいろなお話をさせていただいて

いる中で感じているので、そもそもどこに相談すればいいかがわからないので、そこを探すところに、もちろん 1 回電話かけていただければ中でリレーションしますよ、エスカレーションしますよというのは、当然当たり前にあるとはいうものの、子育てに関する総合的な悩みの窓口みたいなものがないですかね。

前からそれは課題として思っていて、ここの番号に掛ければ何かしらエスカレーションしてくれるという安心感は、先ほどの障害をお持ちのお子さんのお話も然り、今のお話のお父さんが亡くなって、お母さんが亡くなって、どうしたらいいかわからない、どこに相談すればいいかわからない。何とかできないかなというのは、現場感としても感じているところがあるので、こども家庭センターの話とは別かもしれないのですが、視野として僕は持って欲しいと、ずっとこの子ども・子育て会議の中で、11年やってきていて感じているところです。今回そういう話なのかなと思って見ていたら妊産期を中心としているものなのかみたいなことを考えていたので、また、さらに横の連携をどうするのだろうかというので感じたところです。

《村上会長》

では議題の（6）については、時間がおしている関係もありまして、以上とさせていただきます。

それでは議題（7）「流山市こども会議の開催について（報告）」、（8）「流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について（報告）」です。

事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料7：流山市こども会議の開催について（報告）

資料8：流山市若者まちづくりプロジェクトの開催について（報告）

説明

《村上会長》

ありがとうございます。以上で事務局からの説明は終わりました。

議題（7）の流山市こども会議の開催について、ご意見やご質問のある方は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、議題（7）及び（8）については以上といたします。

これで本日の議題はすべて終了いたしました。事務局から他に説明がご

ございます。

《鷺尾室長》

次回の第5回子ども・子育て会議の日程です。3月16日月曜日の午後2時から行う予定になっております。場所は流山市の中央公民館、前回の子ども・子育て会議と同じ会場で開催を予定しておりますので、委員の皆様、ご出席のほどよろしくお願いたします。

《村上会長》

それでは、第5回子ども・子育て会議は3月16日午後2時からとなります。ご出席のほど重ねてお願いたします。

以上をもちまして、令和7年度第4回流山市子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもお疲れ様でしたありがとうございました。

以上